

都労委闘争NEWS

第5号
06年11月24日

発行：東京清掃労働組合 都労委闘争勝利対策委員会 編集：染 書記次長
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F
TEL：03-3237-9995 FAX：03-3237-4541
<http://www.tokyoseisou.or.jp> E-mail：honbu@tokyoseisou.or.jp

11月22日
都労委調査

区長会側：「協議・調整の場」で具体的課題を協議すると表明

年末年始作業の混乱を避けるためにも区長会は早急に決断すべき

年末年始作業や19年度作業計画を考えると、事業執行に関わる統一交渉ルールの確立を求めた『都労委闘争』は一刻も早い解決が求められています。

10月16日の区長会総会で確認された「取りまとめの方向」を受けて、協議の窓口とされた清掃部長会との話し合いを三回にわたって行ってきましたが、具体的な方向性を見出せないまま11月22日の調査期日を迎えました。

しかし、この日の都労委調査の場では、区長会側からは「組合側から具体的協議の必要性のある事項を提示されたら、清掃部長会との『協議・調整の場』で協議に応じる」とことが表明されました。

3月3日、特別区長会会長と23区長を相手に東京都労働委員会に不当労働行為救済の申立てを行って以降、既に8ヶ月以上が経過しました。

6月30日にわが組合からは「実効確保の措置申立」を行い、7月26日には都労委から事実上の和解勧告である「要望書」が出されました。

わが組合は、この「要望書」を受け入れることをいち早く表明しましたが、区長会は「要望書」が出されて二ヶ月以上が経過した10月16日の区長会総会で、取りまとめの方向として「都労委の要望に対する対応について」をまとめ、10月17日の都労委調査の場でその内容が区長会側の指定代理人から明らかにされ、確認をしました。

『都労委の要望に対する対応について』では、「協議調整の場を設置」し、「協議の窓口を清掃部長会とする」とされていたことから、わが組合は清掃部長会の小林部長（部長会会長/港区）、岩崎部長（部長会副会長/品川区）、太田部長（部長会副会長/文京区）との協議・調整の場を持ってきました。

労使の共通認識醸成の場に

清掃部長会との協議の場では、部長会側から「統一交渉に対する抵抗感を持っている区がある。」

「各区独自の事業展開を統一交渉によって阻害されていると感じている区もある。」ことなどが言われました。

わが組合からは「統一交渉は決して各区独自の事業展開を阻害するものではない。現に多くの区で様々な独自事業が展開されている。」「清掃施設が偏在している23区の現状で、各区の連携・調整は不可欠。統一交渉で確認している事項は、作業計画策定の基準となるもので、これを基に各区の作業計画が組まれ、安定的な事業展開に寄与してきた。」といった意見交換がされました。

協議の中で、「住民にとって身近な事業である清掃事業の発展のために労使が共通認識を持つことは重要。」「リサイクルやごみの減量といった清掃事業の課題について、労使で意見交換し、共通認識を醸成する場にしたい。」という共通認識を持つまでは順調に進んだものの、「年末年始作業は統一交渉の場で提案だけを受けている。回答も返せずに各区の協議にも入れない状態である。回答する場を設定してほしい。」といった具体的な話になると、「この場は交渉の場ではない。」「我々には判断の権限までは与えられていない。」といった答えが帰ってくるだけで、話し合いは入論に終始し、具体的な項目を整理するには至ら

ないまま11月22日の都労委の調査期日を迎えることになりました。

区長会に対し協議の進展を求める

11月14日、区長会総会へ本部三役による要請行動を実施しました。

要請内容は、第一に賃金確定闘争の決着に向けた区長会提案の見直し 第二に都労委要望書に関わる課題について、賢明で現実的な対応、判断を要請したものです。

都労委要望書に関わる課題の要請に対して、西野区長会会长（大田区）からは「協議が円滑に進められ、進展することを期待しております」「皆さんと誠意をもって真摯に協議を進め、適切に解決を図ってまいりたい」といった前向きな発言がされました。

第8回中央委員会、各区長への申し入れの実施を確認

賃金確定闘争の最終的な判断の機関でもあった第8回中央委員会において、膠着状態に陥った状況を打破するために、各区長、一組管理者に対し「平成18年度年末年始作業等に関わる緊急の申入れ」を実施することが確認されました。

事の重大さを各区長、一組管理者にきちんと認識してもらうことが必要です。間近に迫った年末年始作業について、提案を返せない現状では、組合として協力しても協力ができないことになり、混乱が生じかねないことを各区長に理解してもらう必要があります。

申入れは、1. 3月28日に提案された『平成18年度年末年始作業日等について』の回答を行う場の早急な設置
2. 現実的、賢明な対応 の二点について求めるものです。

都労委委員からも懸念が示される

都労委調査は11月22日の18時頃から始まりました。最初に組合側だけが入廷し、その後の協議・調整の進み具合について聞かれました。大島書記長から、具体的な項目についての話し合いに至っていない現状や各区長への要請を実施していることなどを報告しました。

都労委会長でもある藤田公益委員からは、「協議・調

整の場が持たれるよう、我々も努力して『要望書』をまとめた。いつまでも協議・調整しているだけではしょうがないが、この方向性は維持したい。具体的な協議が進むよう、あちら側（区長会側）に求めてみましょう。」と言われ、使用者側委員の中村参与委員からも「年末年始作業が迫っているが、全体の調整が無くて混乱はしないのか」と、協議・調整が進んでいない現状への懸念や年末年始作業への不安の意見も示されました。

「具体的な課題の協議に応じる」と

組合側と入れ替わりに区長会側が入廷し、区長会側の調査が行われました。再度組合側と入れ替わり、区長会側の調査内容について説明がされました。それによると「『具体的な課題を組合側から示してくれたら協議に応じる』『交渉ではないが、協議・調整は続けたい』といったことを言っていました。『年末年始の提案に対する回答を返せないと組合は言っているが』と投げかけたら『各区に返してほしい』ということです。『全体の調整はどうするのか』と聞いたところ、『必要なら部長会との協議・調整の場で具体的に話し合いたい』と言っていました。」と、区長会側の調査内容について明らかにされました。

部長会との協議・調整の場での話し合いが不調に終わっていただけに、かなりのニュアンスの違いに戸惑いを感じましたが、都労委という独立した行政機関で明らかにされた区長会側の考え方です。「交渉ではないが…」との前置きは付いていますが、具体的な課題について協議・調整を持つ意思が表明されたことは大きな意味を持ちます。明らかにされた考え方については実行性のあるものとして責任を負ってもらわなければなりません。

早急に窓口である清掃部長会正副会長と日程調整をし、都労委の場で明らかにされた考え方の真意を質すと同時に、間近に迫った年末年始の具体的な対応について判断をしなければなりません。また、19年度作業計画も各区の予算編成のスケジュールを考えると一刻の猶予もありません。正念場の闘いが続きます。

清掃労組 区長会要請 会長発言骨子（2006年11月14日）

（都労委の要望者に関わる課題部分のみ抜粋）

東京都労働委員会の要望書に関する課題につきましては、現在、清掃部長会との間で、協議が進められているところでございます。協議が円滑に進められ、進展することを期待しております。

私どもといたしましては、懸案となっている諸課題につきまして、皆さんと誠意をもって真摯に協議を進め、適切に解決を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。